

氏名(本籍)	肥 後 祥 治 (北海道)
学位の種類	博 士 (教育学)
学位記番号	博 乙 第 1,257 号
学位授与年月日	平成 9 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
審査研究科	心身障害学研究科
学位論文題目	知的障害児・者の自傷行動の研究 —有効な対処法の選択システムの構成—
主査	筑波大学教授 教育学博士 小林 重 雄
副査	筑波大学助教授 加 藤 元 繁
副査	筑波大学助教授 篠 原 吉 徳
副査	筑波大学教授 教育学博士 新 井 邦 二 郎

論 文 の 内 容 の 要 旨

1. 論文の構成

本論文は、序論（1，2章）、本論（3，4，5，6章）、結論（7，8章）から構成され、論文全体では、16の研究が行われた。

2. 論文の目的

本論文は、知的障害児・者の自傷行動の対処法の選択システムの構成を試みるものが最終的な目的であった。自傷行動の対処法の選択システムを考えると、自傷行動の動機づけ研究と対処法研究の2つの研究領域の知見の統合が必要であると考えられた。そこで本論文は自傷行動の動機づけ研究、対処法研究、そしてそれらを統合する試みとして選択システムの構成を試みた。

3. 動機づけ研究（序論第二章、本論第三章）

動機づけ研究の領域として本論文では、自傷行動の実態を明らかにする研究（研究1～4）、自傷行動の背景要因の分析に関する研究（研究5～8）、条件統制下における自傷行動の生起パターンの分析（研究9）が行われた。

自傷行動の実態を明らかにする研究は、これまで本邦においてこの種の資料が非常に少ないといった状況をふまえて行われた研究であった。研究1の自傷行動の問題性の把握に関する研究では、自傷行動が、施設に措置されている知的障害児・者の中の「問題行動」の中でとりわけ問題性が高い行動として施設職員に認識されていることが明らかになった。

研究2においては、自傷行動を行う者の性比、自傷行動以外の障害の有無、自傷行動の行動型と頻度、自傷行動の実行状況および身体的影響、自傷行動の強度に対する主観的印象等の資料収集がなされた。

研究3は、自傷行動の強度に関する印象形成に関与する要因の研究であり、分析手法として林の数量化・類が用いられた。結果より、レンジや偏相関係数の比較的高い19項目の説明変量に関して別個に強度に関する印象形成への関与が考察された。

研究4は、療育現場での自傷行動への対応を明らかにすることを目的に行われた。結果は、自傷行動への社会的強化因子として機能する可能性が予測される方法が多く使われ、応用行動分析において開発された手法を使用する者が少ない事が明らかにされた。

研究5においては、具体的臨床場面での生起状況の単純集計及びKJ法による分類から、自傷行動の分類次元として社会—非社会、正の強化—負の強化の2つの次元が妥当であるかが考察された。多くの資料がこの2つの次元で分類され、実際には社会的正の強化型と社会的負の強化型、及び自己刺激型と刺激飢餓状況生起型と命名された。一方、実際に刺激性制御が明確に成らずコンスタントに生起している可能性のあるものも示唆され、これをコンスタント型とした。

研究9においては、この研究5において提案された分類が実際のケースにおいても適用可能か否かについて7ケースに関し実験的検討が行われた。2回の観察において、単一の刺激性制御でなおかつ再現性が確認する事ができたのは、2ケースであった。再現性が確認できなかったケースが4ケースあった（このうち1つのケースは、複数の自傷行動を持ち、その内の1つは再現性が確認された）。また、刺激性制御を特定できなかったケースが2ケースあった。この結果から、刺激制御が明確にならないコンスタント型の存在や、複数の刺激による制御を受けているケースの存在（混合型）、などが明らかになり、また再現性を妨げる要因として外的刺激以外の要因（体調など）が自傷行動の生起に影響を及ぼしている可能性があることが考えられた。

研究6においては、適応行動尺度に対する自傷行動を有する知的障害児・者の反応パターンが分析され、知的障害者一般に対する富安ら（1974）の先行研究と結果と違いがあることが示された。従って自傷行動を持つ者の行動を分析する場合には、自傷行動を有する者用のチェックリストの開発の必要性が示唆された。この事を受け研究7においては、研究6で収拾された資料の素点分析が行われた。結果は、適応的行動の達成状況を尋ねる第1部において素点が低く、第2部の異常行動を評価する部分において反応が高かった。したがって、自傷行動を有する者の行動特性をチェックリストによって分析する場合は、これらを考慮したチェックリストを使用すべきであることが示唆され、さらに考察において、この点を考慮した原案が提案された。研究8では、研究7において提案された行動特性チェックリストを用いて、自傷行動の背景要因の分析が林の数量化・類をもちいて行われた。林の数量化・類で抽出された2つの成分は、第一成分の「対社会的交渉様式の成分」と第二成分の「痛覚に関連する身体的要因と会話能力に関する合成成分」であった。このことは、第一成分がコミュニケーションとしての自傷行動の存在、つまりは社会的強化による自傷行動の存在を示唆し、第二成分が、痛覚を引き起こす身体的要因による自傷行動の存在を示唆するものであると考えられる。

本論文における一連の動機づけ研究は、自傷行動の分類において、社会的—非社会的、正の強化—負の強化といった分類次元の有効性を支持し、またタイプとして、刺激性制御が明確ならないタイプの存在を明らかにした。また、自傷行動の背景要因として痛覚に関連する身体要因の関与を示唆する結果となった。これらの知見は、自傷行動の分類を検討する上で従来ほとんど触れられてこなかったものである。したがって、今後の自傷行動の動機づけ（分類）研究は、これらの知見を検討あるいは再評価しながら進むことが求められるものと考えられる。

4. 対処法研究（本論第四、五章）

自傷行動の対処法研究は、行動主義心理学によるアプローチにおいて積極的に進められ、これまでに多くの技法を提案し、治療実績を上げてきた。しかし、最小制限環境における教育や、法廷において嫌悪刺激の使用の制限を認める判決などがだされる中で嫌悪刺激の使用に代わり、自傷行動の代替行動を分化強化する方法の使用が支持されるようになってきた。このような流れの中で、Favellら（1982）は、自傷行動の中に代替行動分化強化のみで制御できないものがあるといった意見を展開している。また、Linscheidら（1990）は、電気ショックを用いる自傷行動制御システムの開発などの研究を行ってきた。このような状況下で対処法の選択は、まず代替行動分化強化を行った後に嫌悪刺激の使用となった二者択一論に巻き込まれそうになるが、この議論の本質は、人権の倫理的問題に配慮した上での適正技法の選択方法に関する問題であると考えられるべきであろう。したがって、対処法選択に直結した分類法の確立とその分類に基づく選択システムの提案が重要となるがこれは本論文の中心的課題の1つである。

この議論へ本論文のもう一つの答えが、研究10から研究13の取り組みにあたる。嫌悪刺激と従来の代替行動分

強化以外の第3の選択肢を開発できないかが、この研究10から研究13の試みにあたる。

研究10は、技法開発におけるパイロットスタディー的役割を持つものであった。研究10の対象児の自傷行動を訓練者とのやり取りを形成すること（代替行動分化強化）で抑制を試み、ある程度の成果が挙げられたが、これをより安定したものとするために、自傷行動の行動型と拮抗する弛緩行動を学習と代替行動分化強化とを平行して実施し良好な結果を得た。この拮抗弛緩行動の学習が自傷行動の抑制に効果があったのは以下の3つの理由が考えられた。1つめは、自傷行動の行動型に拮抗する弛緩行動の学習が自傷行動の生起を抑制したというもので、2つめは、自傷行動にいたる一連の動きの連鎖が拮抗弛緩行動によって断たれ自傷行動を生起させるに至らなかったというものである。3つめは、この関わりが嫌悪刺激として機能しているというものであった。

研究11は、レット症候群の常同行動を動きの連鎖を立つことにより抑制が可能であるかを検討する実験研究であった。結果は、動きの連鎖の遮断が常同行動を抑制し、拮抗する弛緩状態を作り出すことに成功した。このことから、動きの連鎖を断つことが常同的な行動を抑制する機能を持つことが示された。このことは、拮抗弛緩行動の学習の自傷行動の効果の理由として挙げられた動きの連鎖を断つことが、行動の生起を抑制することを示している。また、この方法の実施時に弛緩している状態が観察されたことから、この関わりが嫌悪的でないことも推察された。研究12、研究13は、拮抗弛緩の学習を用いた症例と動きの連鎖を遮断する事により自傷を制御した症例の経過が述べてあり、いずれも自傷行動の制御に成功することができた。

本論文の対処技法研究においては、自傷行動に拮抗する弛緩行動の学習が、自傷行動の制御に意味があることが明らかにされた。また、この方法の自傷行動の抑制機序として、動きの連鎖の遮断が関与している可能性が示され、それにもとづく方法の臨床場面における有用性も症例研究を通して明らかにされた。この自傷行動に拮抗する弛緩行動の学習及び動きの連鎖の遮断といった方法の有用性を示す症例数は少ないが、今後、これらの技法の有効性について臨床例を通して継続した検討が必要となろう。また、これらの方法は、自傷行動をコミュニケーションの指導によって克服しようとする取り組みを援護する方法論になる可能性があり、より早期の実施方法の定式化が求められよう。

5. 自傷行動分類試案とそれに基づく対処法選択の有用性（本論第六章）

本論文の最終的な目標は、自傷行動の分類枠組みの構築とそれに基づく対処法選択の定式化（対処法選択システムの構成）であった。研究14から16はそれに関するものであった。

研究14においては、従来の動機づけ研究の成果と問題点を整理し、そこから自傷行動分類試案を提案した。また、研究15においては、分類試案に基づいて作成された自傷行動分類チェックリストの評定者2者間における信頼性と、チェックリストの項目に当てはまらない例外のケースに関してする個別の検討により分類枠組みの妥当性が検討された。分析の結果、全体としては食い違いが1個以下である場合が2個以上である場合よりも5%水準で有意に多いことが明らかになった。しかし項目によっては、一致率が80%に満たない項目もあり、これらの項目の改善が次の改訂において望まれよう。また、例外の分析から、これらが現在の枠組みで十分対応できることが示された。本論文のここまでの研究と先行研究の知見を総合し、自傷行動分類試案に基づく技法選択システムが提案された。研究16においては、この技法選択システムの臨床場面における有用性の検討が症例研究を通して行われた。結果として自傷行動の制御に成功し、本論文で提案された対処法選択システムの臨床場面への適用の有用性の一旦が明示された。今後もこの指針に基づく症例の経験を増やし、指針の臨床場面における有用性を検証していくことが必要となると考えられる。

6. 結論

本論文の結論にあたる部分は、第七章の総合考察と第八章のまとめと結論から構成された。総合考察では動機づけ研究、対処法研究、自傷行動分類試案とそれに基づく対処法選択の有効性が考察され、さらに今後の自傷行動研究への示唆について考察がなされた。第八章は、研究概要、結論、今後の課題から構成された。

審査の結果の要旨

知的障害者の示す強度行動問題の中から深刻度の深い自傷行動をとりあげた。そして、その行動の動機づけについて文献研究、調査研究、臨床研究を通して明らかにし、その分類・類型化を新たに試みた。その分類・類型化を基礎として対処の方法を提案し、その効果を立証したものである。動機づけを分析し、それに対応する対処法を提案したことが本研究の特に評価できるところと考えて良い。しかし、対処法とその効果の分析においてとりあげている事例の範囲は十分とは言えない。たとえば分類の妥当性の検討が不十分ではないか、いくつかの類型が入り組んでいる症例への対処法はどうなるのか、般化効果の追求は不十分ではないか、などの問題は残っているとえよう。今後の試行の積み重ねが更に必要となろう。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。